

静岡県知事指定生協きたはま診療所
指定居宅療養管理指導事業所

1, 当診療所は、静岡県知事指定の指定居宅療養管理指導事業所です。

指定事業所番号 2 2 1 8 3 1 0 2 7 0

2, 当診療所では、次の指定居宅療養管理指導事業を実施します。

詳細は受付までご相談下さい。

☆医師 1 人（専任常勤、月、火、水、木、金、土勤務） （苦情相談窓口担当）

医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導。助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

☆管理栄養士 1 人（専任常勤、月、火、水、木、金、土勤務）

管理栄養士は、医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者または家族に対し具体的な献立によって実技を伴う栄養食事指導を行う。

3, 苦情相談窓口 医師 間間 元

居宅療養管理指導に関する苦情等ありましたら、間間元までお申し出ください。

4, 診療日及び診療時間は、次の通りです。

医師による居宅療養管理指導月曜日から土曜日

午前 8 時 3 0 分～ 1 2 時及び午後 1 時～午後 6 時 30 分

管理栄養士による居宅療養管理指導月曜日～土曜日

午前 8 時 3 0 分～ 1 2 時及び午後 1 時～午後 6 時 30 分

※ただし、国民の祝日、1 2 月 3 0 日～1 月 4 日まで、5 月 1 日を除く

土曜日は午前 8 時 3 0 分～正午まで

※上記の他、電話により緊急時の対応を行っています。

電話番号 0 5 3 - 5 8 4 - 1 5 5 0

5, 利用料等

指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によります。

指定居宅療養管理指導に要した交通費については、以下の交通費を申し受けます。タクシー利用の場合は実費となります。

事業所から片道 1 k m 毎に 1 0 0 円